

(第1面)

鳥取市空家等除却事業費補助金申込書

令和 年 月 日

鳥取市長 様

申 込 者 (建物所有者又はその法定相続人)
フリガナ
氏 名

郵便番号 〒 -
住 所

電話番号 (- -)
携帯電話 (- -)

鳥取市空家等の適切な管理に関する条例及び鳥取市空家等除却事業費補助金交付要綱に基づき、除却補助を受けたいので関係書類を添えて申し込みます。

この申込書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

除却する空家の所在地(地番)	鳥取市
空家の種類	<input type="checkbox"/> 一戸建の住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅(長屋を含む。ただし、すべての住戸が使用されていない場合のみ対象。) <input type="checkbox"/> 併用住宅(住宅部分以外の用途:) ※上記以外は対象外
主要構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 ※上記以外は対象外
階数及び延面積	()階建て 延面積()㎡ (併用住宅の場合は住宅部分の床面積 ㎡)
改善指導書等指導通知歴	年 月 日付 発都指第 号
提出書類	<input type="checkbox"/> 空家の所有者及び種類・構造が確認できる書類(建物の登記事項証明書、家屋の固定資産税納税通知書等の写し。相続人の場合は所有者確認書類に加え、戸籍等相続関係を証明する書類を添付) ※ 補助申請を行う際には、別途、見積書・建物の平面図及び床面積求積図・申請者が市税等を滞納していないことを確認する同意書等を提出していただきます。

補助要件チェック項目(□に☑を入れてください)	
<input type="checkbox"/>	「空家等対策の推進に関する特別措置法」第22条に規定する指導又は勧告を受けた特定空家等である。
<input type="checkbox"/>	市内に存する建築物であって、現に使用されていないものである。
<input type="checkbox"/>	木造又は軽量鉄骨造の建築物である。
<input type="checkbox"/>	建築物の延床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものである。
<input type="checkbox"/>	除却工事が、建築物の全部を除却するものである。
<input type="checkbox"/>	複数の者の共有(相続を含む。)に係る建築物を除却する場合は、共有者全員の同意が得られている。
<input type="checkbox"/>	所有権以外の物権(賃借権を含む。)の設定がされている建築物を除却する場合は、当該権利者全員の同意が得られている。
<input type="checkbox"/>	助成を申請する者が市税等を滞納していない。
<input type="checkbox"/>	不動産販売、不動産貸付又は駐車場等を業とする者が当該業のために行うものでない。
<input type="checkbox"/>	令和9年3月上旬までに完了する工事である。

※裏面の申込手続きにあたってを必ずお読みください。

申込手続きにあたって（必ずお読みください）

本事業は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第22条に規定する指導又は勧告を受けた特定空家等のうち、本市より不良な建物と判定された建物であるとともに、防災上周囲に対して危険性が高いと判断された空家の除却を行う場合において、工事費用の一部を助成するものです。補助金額は、除却工事費上限60万円（補助対象経費の2分の1）、残置物処理費上限20万円（補助対象経費の2分の1）です。

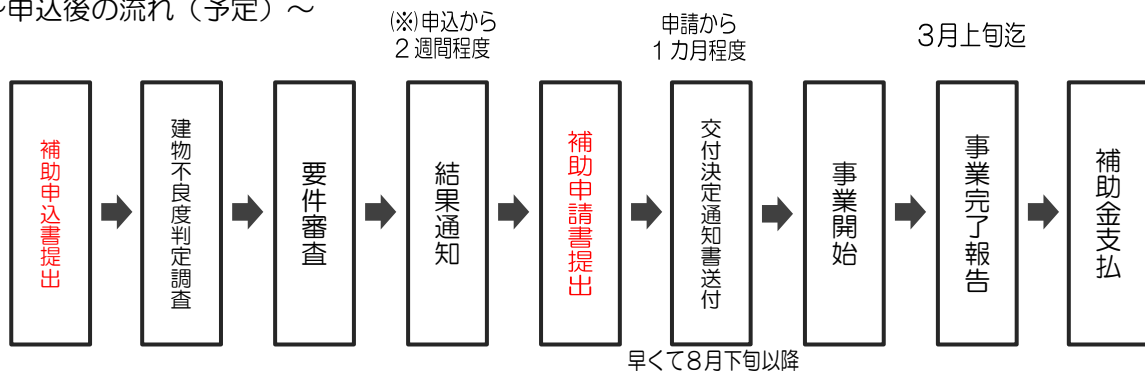
以下の注意事項をよく読み、申込手続きを行ってください。なお、本年度の補助対象件数は15件です（先着順）。

※注意事項※

- 今回の申込は**事前申込**（補助申請の採択になるかの判定審査の前段階）になります。
- 申込後、市職員が該当建物の不良度判定調査を行います。**判定結果により補助の対象外になる場合があります**のでご承知ください。また、当該調査は外観調査であり建物内に立ち入ることはありませんが、敷地内に立ち入ることがあります。
- 法定相続人による申込みの場合、**相続関係の確認のため、結果通知までに2週間以上かかることがあります**。
- 1人の所有者等に対して1件の申し込みとなります。
- 第1面の補助要件チェック項目のすべてに該当された方で、除却補助を希望される方はこの申込書と提出書類をそろえて、下記の問い合わせ先まで郵送又は持参してください。**各総合支所、ファックス、電子メール等での受付は行いません**。
- 交付決定前に除却工事に着手（契約含む）されますと、補助の対象外になりますのでご注意ください。
- **令和9年3月上旬までに除却工事が完了するものが対象です**。工期には余裕をもってお申込みください。

申込受付は**先着順**です。申込多数により補助が受けられない場合でも、令和9年度以降に再度補助申込をしていただけます。

～申込後の流れ（予定）～



● 問い合わせ先 **鳥取市都市整備部 建築指導課**

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町 71 TEL : 0857-30-8364

MAIL: kensido@city.tottori.lg.jp